

&lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認 2018年10月 2日

東京都作業部会確認 2018年10月18日

事業名

案件名 選手村ビレッジプラザ整備工事

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> <li>大卒の合意のとおり、当該事業は都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、組織委負担のオーバーレイを除き都の負担</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> <li>大卒合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。</li> <li>整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC および IF 要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能</li> </ul>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催都市契約 大会運営要件で求められている運営ゾーンの整備として挙げられている。</li> <li>選手や選手団役員らの大会期間中に必要な利便施設やメディアセンターを村内に整備する。</li> </ul>	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>各 FA と協議し、敷地要件や事業スキーム並びにコストを鑑みて設計を進めた。</li> <li>東京都積算基準・単価により積算</li> </ul>	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能性へ配慮し、全国の自治体から木材の提供を受け、大会後は 2020 レガシーとして自治体に木材を返却する計画としている。</li> <li>東京都の積算基準等に基づいて算出した価格であり、妥当と考える。</li> </ul>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> <li>大卒の合意で公費負担とされた、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であると考ええる。</li> <li>選手村全体の累計として、V2 予算内</li> </ul>	

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

&lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認 2018年10月11日

東京都作業部会確認 2018年10月18日

事業名

案件名 選手村商業棟躯体関連工事及び選手村仕様解体工事の施工及び工事監理業務に関する協定（商業棟）

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> <li>大卒の合意のとおり、当該事業は都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、組織委負担のオーバーレイを除き都の負担</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> <li>大卒合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。</li> <li>整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOCおよびIF要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能</li> </ul>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポリクリニックやフィットネスセンター、スタッフダイニング等の整備を行い、選手村居住者に所要のサービスを提供する。</li> </ul>	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>再開発スキームの中で決められた選手村の整備に係る工事・経費であって、建物躯体を利用することができる。</li> <li>東京都積算基準・単価により積算</li> </ul>	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> <li>再開発スキームの中で決められた選手村の整備に係る工事・経費であって大会運営に不可欠なものであり、公費負担の対象として適切であると考えられる。</li> <li>東京都の積算基準等に基づいて算出した価格であり、妥当と考える。</li> </ul>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> <li>大卒の合意で公費負担とされた、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であると考ええる。</li> <li>V2 予算内</li> </ul>	

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

&lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認 2018年10月11日

東京都作業部会確認 2018年10月18日

事業名

案件名 選手村マルチファンクションコンプレックス（商業棟）大会時内装工事

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> <li>大枠の合意のとおり、当該事業は都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、組織委負担のオーバーレイを除き都の負担</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> <li>大枠合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。</li> <li>整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOCおよびIF要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能</li> </ul>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポリクリニックやフィットネスセンター、スタッフダイニング等の整備を行い、選手村居住者に所要のサービスを提供する。</li> </ul>	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>再開発スキームの中で決められた選手村の整備に係る工事・経費であって、建物躯体を利用することができる。</li> <li>東京都積算基準・単価により積算</li> </ul>	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> <li>再開発スキームの中で決められた選手村の整備に係る工事・経費であって大会運営に不可欠なものであり、公費負担の対象として適切であると考えられる。</li> <li>東京都の積算基準等に基づいて算出した価格であり、妥当と考える。</li> </ul>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> <li>大枠の合意で公費負担とされた、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であると考ええる。</li> <li>V2 予算内</li> </ul>	

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

&lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認年月日 平成30年10月5日

東京都作業部会確認年月日 平成30年10月18日

事業名

案件名 伊豆自転車競技会場整備工事1（伊豆ベロドローム他）

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> <li>大枠合意のとおり、当該事業は民間施設の日本サイクルスポーツセンターにおける「仮設等のインフラ整備」であり、組織委員会の負担。</li> <li>ベロドローム関係は、パラ経費の対象。</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> <li>大枠合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担う。</li> <li>整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能。</li> </ul>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車競技（トラック・MTB）会場に求められる諸室、面積での整備。</li> </ul>	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>各FA及びIF、OBS等との協議結果に基づき、既存施設を最大限利用し、運営諸室として活用。</li> <li>V2予算額の範囲内であるとともに、発注内容の精査を行い、効率性についても配慮している。</li> </ul>	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都の積算基準等に基づいて算出した価格であり、妥当と考える。</li> <li>工事費はV2予算に収まる。</li> </ul>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> <li>大枠の合意で公費負担とされた、パラ開催経費を構成するパラ競技会場の施設整備であり、公費負担の対象として適切であると考え。</li> <li>V2予算内</li> </ul>	

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

&lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認年月日 平成30年10月5日

東京都作業部会確認年月日 平成30年10月18日

事業名

案件名 伊豆自転車競技会場整備工事3（仮設建築物）

確認の視点	組織委員会の見解	備考	
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大枠合意のとおり、当該事業は民間施設の日本サイクルスポーツセンターにおける「仮設等のインフラ整備」であり、組織委員会の負担。</li> <li>ペロドローム関係は、パラ経費の対象。</li> </ul>		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大枠合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担う。</li> <li>整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能。</li> </ul>		
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車競技（トラック・MTB）会場に求められる諸室、面積での整備。</li> </ul>	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>各FA及びIF、OBS等との協議結果に基づき、既存施設を最大限利用し、運営諸室として活用。</li> <li>V2予算額の範囲内であるとともに、発注内容の精査を行い、効率性についても配慮している。</li> </ul>	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都の積算基準等に基づいて算出した価格であり、妥当と考える。</li> <li>工事費はV2予算に収まる。</li> </ul>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大枠の合意で公費負担とされた、パラ開催経費を構成するパラ競技会場の施設整備であり、公費負担の対象として適切であると考え。</li> <li>V2予算内</li> </ul>		

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。